

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		病院、診療所、助産所、あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業又はこれらの施術所、柔道整復の業務又は施術所、歯科技工の業又は歯科技工所の広告に対する改善指導
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		医療法（昭和23年7月30日法律205号） 法施行規則（昭和23年11月5日厚生省令50号） あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年12月20日法律217号） 柔道整復師法（昭和45年4月14日法律19号） 歯科技工士法（昭和30年8月16日法律168号）
条 項		医療法第6条の5 第6条の6 第6条の7 第6条の8 医療法施行規則第1条の9 第1条の9の2 第1条の9の5 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条 柔道整復師法第24条 歯科技工士法第26条
所 管 課		保健衛生局保健所保健所管理課（電話：048-840-2207）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 （未設定の場合は、その理由）	法及び施行規則に基づき、規定されている項目以外の内容が広告されている場合等については、当該広告の中止あるいは広告内容の是正を求める。
備 考		